

千葉市水辺環境保全推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市水環境・生物多様性保全計画(2023年3月策定)の趣旨を踏まえ、市内の河川又は海域に地域の核となる水辺環境保全推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、生活排水対策に関する啓発活動その他の河川又は海域の水質浄化等のための実践活動を推進するとともに実践活動における市と市民の連携の強化を図り、もってゆとりと潤いのある水辺環境の保全及び創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「推進員」とは、生活排水対策に関する啓発活動その他の河川又は海域の水質浄化等のための実践活動を行う者とし、水辺サポーターと呼称する。

(職務)

第3条 推進員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 生活排水対策に関する啓発活動をすること。
- (2) 河川又は海域などにおいて、環境美化等に取り組むこと。
- (3) 河川又は海域の水質等について、市に情報提供すること。
- (4) 河川又は海域などに生息・生育する生き物等について、市に情報提供すること。
- (5) 市が行う施策に協力をすること。

(定数)

第4条 推進員の定数は、別表及び別図で定める水域区分(以下「水域区分」という。)ごとに、3人までとする。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期の開始日において、現に委嘱を受けている他の推進員がある場合、任期の終了日は、当該他の推進員の任期の終了日と同一とする。

(委嘱)

第6条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する者で、第3条(第5号を除く。)に規定する活動に熱意と識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 推進員を設置しようとする水域区分内で、河川又は海域の水質浄化等に関する環境保全活動を実施している団体代表者の推薦を受けた者
- (2) 推進員を設置しようとする水域区分を含む町内自治会(千葉市市民自治によるまちづくり条例(令和元年6月27日条例第39号)第2条第5号に規定するものをいう。)の推薦を受けた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める者(当該水域区分内に前2号に該当する者がいない場合に限る。)

2 市長は、前項の委嘱にあたり必要と認めるときは、市長が指定する者による面接を実施し、適当と認められた者を委嘱するものとする。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 推進員が辞任を申し出たとき。

(2) 推進員としての職務を遂行できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解嘱する必要があると認めるとき。

(市の責務)

第8条 市長は、推進員に対し、第3条の職務を遂行するのに必要な助言又は指導を行うとともに、推進員が行う活動に協力するものとする。

(報償)

第9条 市長は、推進員に対し、報償金を支給することができるものとする。

(庶務)

第10条 推進員に関する庶務は、環境局環境保全部環境保全課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、環境保全部長が別に定める。

附 則

この要綱は、千葉市浄化推進員設置要綱(平成14年4月1日施行)の全部を改正するものであり、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は令和2年1月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱により委嘱した推進員については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 千葉市水辺環境保全推進員設置要綱に関する内規は、改正後の要綱の施行と同時に廃止する。

附 則

この改正は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は令和6年1月17日から施行する。

別表 水域区分(第4条関係)

水系	水域区分
都川	都川上流
	都川中流
	都川下流・葭川下流
	支川都川
	坂月川
	葭川上流
鹿島川	鹿島川上流
	鹿島川下流
花見川	花見川上流・勝田川
	花見川下流
その他の河川	村田川
	浜田川
	花園川(草野水路)
	浜野川
	生実川
海域	千葉港
	いなげの浜～幕張の浜

別図 水域区分図

